

# 「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」に係るQ&A

福島県建築指導課  
作成 令和8年6月1日

## < 目 次 >

1. 交付対象住宅に関する事	—————	2ページ
2. 交付要件等に関する事	—————	3ページ
3. 募集に関する事	—————	4ページ
4. ポイント発行申請等に関する事	—————	5ページ
5. ポイント交換に関する事	—————	6ページ
6. その他	—————	7ページ

## 1. 交付対象住宅に関すること

### Q1-1 アパートやマンションは、対象となるか。

A1-1 対象となりません。

### Q1-2 住宅兼店舗や住宅内にガレージを含む場合、対象となるか。

A1-2 住宅部分のみ対象となります。住宅部分の構造用部材に規定の量以上の県産木材を使用する必要があります。

### Q1-3 改修（リフォーム）工事は、対象となるか。

A1-3 対象となりません。（増改築は対象となります。）

### Q1-4 新築住宅とは。

A1-4 新たに建築された戸建の木造住宅で、建築後使用されていないものです。

### Q1-5 在来軸組構法以外（桝組壁構法（ツーバイフォー）、丸太組構法（ログハウス）、縦ログ構法、パネルログ構法等）の住宅でも、対象となるか。

A1-5 主要な構造用部材に県産木材を使用していれば対象となります。

### Q1-6 大手ハウスメーカー等の住宅は、対象となるか。

A1-6 県外に本社を有する会社は、県内に支店や営業所があっても対象となりません。

### Q1-7 車庫（カーポート）は住宅の延べ面積に含めてよいか。

A1-7 車庫（カーポート）は含めません。

## 2. 交付要件等に関すること

### Q2-1 団体・法人等は応募できるのか。

A2-1 応募できません。(本事業の対象は個人の建築主のみです。)

### Q2-2 枠組壁構法で対象となる構造用部材等とは。

A2-2 縦枠、上下枠、床根太、端根太、側根太、床梁、頭つなぎ、土台、小屋組で使用する木材です。

### Q2-3 丸太組構法で対象となる構造用部材等とは。

A2-3 柱、梁、土台、小屋組、ログウォールで使用する木材です。

### Q2-4 県産材を使った集成材は、対象となるか。

A2-4 対象となります。ただし、異樹種集成材などの場合でも、県産木材の材積量の証明が必要となります。

### Q2-5 建築主は単身赴任のため、家族のみ居住するが、対象となるか。

A2-5 対象となりません。(建築主自ら居住する木造住宅が対象となります。)

### Q2-6 建築主は親、居住者はその子どもの場合、対象となるか。

A2-6 対象となりません。(建築主自ら居住する木造住宅が対象となります。)

### Q2-7 着工日に期限はあるか。

A2-7 着工日に制限はありません。ただし、木造住宅の完成は事業実施年度の4月1日以降であることが必要です。

### Q2-8 本事業の構造用部材について、詳細を教えてください。

A2-8 対象となる構造用部材については、以下のとおりです。  
床組(土台、大引、根太、床束)、柱(通し柱、管柱、間柱)、筋交、胴差、梁、桁及び小屋組(小屋束、母屋、棟木、垂木)。

### 3. 募集に関すること

#### Q3-1 住宅の完成が次年度の場合、応募可能か。

A3-1 応募できません。

#### Q3-2 応募戸数が募集戸数を超えた場合の対応は。

A3-2 直ちに募集を終了し、福島県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）及び県（建築指導課）のホームページでその旨をお知らせします。  
また、既にポイント発行申請をされた方に対しては文書により通知します。

#### Q3-3 募集状況は確認可能か。

A3-3 県木連のホームページに掲載しており、定期的に情報を更新しています。

#### Q3-4 募集が終了した場合、告知はあるか。

A3-4 県木連及び県（建築指導課）のホームページで募集終了をお知らせします。

#### 4. ポイント発行申請等に関すること

##### Q4-1 県産木材証明書の取得方法は。

A4-1 県産材証明機関（県木連のホームページに掲載されています。）で取得できます。なお、木材納入業者が県産材証明機関以外の場合は、納入伝票等の写しが必要となります。

##### Q4-2 契約者が連名の場合、申請者は全員の名前の記載が必要か。

A4-2 代表1名を申請者としてください。

## 5. ポイント交換等に関すること

Q5-1 交換申請から商品の発送までの期間は。

A5-1 商品提供事業者、商品等により異なりますので、各商品提供事業者にご確認ください。

Q5-2 ポイント交換は商品ごとに複数回に分けて申請できるか。

A5-2 ポイントの交換申請は、交付ポイント数の範囲内で1回のみです。

## 6. その他

### Q6-1 森林認証材とは。

A6-1 適切な森林経営が行われていることを第三者機関から認証された県内の森林から生産された木材です。

詳しくは県のホームページで「森林認証制度」と検索し、御確認ください。

### Q6-2 森林認証を取得している事業者は。

A6-2 県のホームページで「森林認証制度」と検索し、「福島県の森林認証状況（PDFファイル）」を御確認ください。

### Q6-3 交換商品は店舗の価格と比較して高くないか。

A6-3 交換商品の価格（ポイント数）には、配送料、消費税、その他の手数料等が含まれています。

### Q6-4 本事業以外の補助制度との併用は可能か。

A6-4 国、県、市町村が行う各種補助事業と原則併用可能です。

ただし、各事業において他事業と併用不可等、特段の定めがある場合は併用できません。